

那 霸 市 公 報

第 1 5 5 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

平成 23 年 (2011 年) 8 月那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) 422

公 告

仮 換 地 指 定 取 消 通 知 及 び 仮 換 地 指 定 通 知 の 公 示 送 達 に つ い て (区 画 整 理 課)
..... 423

住 民 票 の 職 権 消 除 の 公 示 に つ い て (市 民 課) 424

那 霸 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業 の 施 行 に つ い て (花 と み ど り 課) 424

消 防 本 部 公 告

那 霸 う み そ ら ト ン ネ ル 防 災 訓 練 の 実 施 に つ い て 425

上 下 水 道 局 告 示

那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 新 規 指 定 に つ い て 426

教 育 委 員 会 規 則

那 霸 市 立 小 学 校 及 び 中 学 校 の 通 学 区 域 等 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
..... 426

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て 430

在 外 選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て 430

告 示

那 覇 市 告 示 第 7 9 号

平 成 2 3 年 8 月 2 日

掲 示 済

平 成 2 3 年 (2 0 1 1 年) 8 月 那 覇 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て

平 成 2 3 年 (2 0 1 1 年) 8 月 那 覇 市 議 会 臨 時 会 を 次 の よ う に 招 集 す る 。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平 成 2 3 年 8 月 1 0 日 (水)
- 2 招 集 の 場 所 那 覇 市 議 会 議 場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 議 長 の 辞 職 の 件
 - (2) 委 員 会 の 採 択 ・ 不 採 択 陳 情
 - ア 新 都 心 銘 苅 庁 舎 、 緑 化 セ ン タ ー へ の 図 書 貸 し 出 し ・ 返 却 窓 口 設 置 に つ い て
 - イ 次 世 代 育 成 支 援 対 策 後 期 行 動 計 画 策 定 に つ い て
 - ウ 細 菌 性 髄 膜 炎 を 予 防 す る Hib (ヘ モ フ ィ ル ス イ ン フ ル エ ン ザ 菌 b 型) ワ ク チ ン の 公 費 負 担 に よ る 接 種 に つ い て
 - エ 平 成 2 1 年 度 通 常 総 会 に お け る 決 議 事 項 に つ い て
 - オ 保 育 所 ・ 児 童 入 所 施 設 の 環 境 改 善 を 求 め る 意 見 書 の 採 択 に つ い て
 - カ 子 ども と 学 校 の 安 心 ・ 安 全 の た め に 正 規 の 学 校 職 員 の 配 置 を 保 障 す る こ と に つ い て
 - キ 子 ども 手 当 の 廃 止 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て
 - ク 那 覇 市 久 茂 地 児 童 館 存 続 に つ い て
 - ケ B 型 肝 炎 訴 訟 の 早 期 全 面 解 決 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て
 - コ 泊 小 学 校 区 学 童 保 育 拡 充 に 関 す る こ と に つ い て
 - サ 子 ども の 医 療 費 助 成 の 拡 充 を 求 め る こ と に つ い て
 - シ 那 覇 市 に お け る 就 学 援 助 の 所 得 基 準 の 平 等 取 扱 い に つ い て
 - ス 就 学 援 助 制 度 の 周 知 ・ 拡 充 を 求 め る こ と に つ い て
 - (3) 委 員 会 へ の 付 託 陳 情
 - ア 県 産 品 の 優 先 使 用 に つ い て
 - イ 「 那 覇 市 の チ ョ ウ 」 選 定 に つ い て
 - ウ 漁 業 用 燃 油 に か か る 軽 油 引 取 税 の 免 税 等 に 関 す る 国 へ の 意 見 書 の 提 出 を 求 め る こ と に つ い て
 - エ 沖 縄 県 教 育 委 員 会 に よ る 市 町 村 教 育 委 員 会 へ の 諸 手 当 の 認 定 業 務 の 移 譲 受 け 入 れ と 、 学 校 事 務 共 同 実 施 拡 大 に 関 す る こ と に つ い て
 - オ 生 活 保 護 の 見 直 し に 伴 う 意 見 書 の 取 り ま と め に つ い て
 - カ 那 覇 市 役 所 に お け る 土 曜 日 の 窓 口 業 務 の 取 扱 い に つ い て

- キ 那覇市現業職員の退職不補充の撤回、採用選考の実施、現業職給料表の見直しについて
 ク 就学援助における給与所得者等の控除額の見直しについて

公 告

那覇市公告第 87 号
 平成 23 年 7 月 26 日
 掲 示 済

仮換地指定取消通知及び仮換地指定通知の公示送達について

次の表の左欄に記載するものに対する土地区画整理法（昭和 29 年法律 119 号）第 98 条第 1 項及び第 5 項の規定による仮換地指定取消通知及び仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133 条第 1 項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告する。

那覇広域都市計画事業
 真嘉比古島第二土地区画整理事業
 施行者 那覇市
 代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

書類の送付を受けるべき者		通 知 の 内 容
氏 名	住 所	
玉城 加真	那覇市西本町 1-26	土地区画整理法第 98 条第 1 項及び第 5 項による仮換地指定取消通知及び仮換地指定通知(那覇市役所区画整理課に保管)

那 覇 市 公 告 第 90 号
平 成 23 年 7 月 27 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那 覇 市 公 告 第 91 号
平 成 23 年 7 月 28 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 53 条）第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

1. 計画事業の種類及び名称

本部都市計画公園事業 5・7・1 号沖縄国際海洋博覧会記念公園及び那覇
広域都市計画公園事業 5・5・6 号首里城公園

2. 施行者の名称

国土交通大臣

3. 事務所の所在地

内閣府沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所

4 . 事業地

(1) 収用の部分 昭和 51 年建設省告示第 507 号、昭和 56 年建設省告示第 625 号、昭和 61 年建設省告示第 731 号、平成 3 年建設省告示第 519 号、平成 8 年建設省告示第 1030 号、平成 13 年国土交通省告示第 444 号、平成 15 年国土交通省告示第 354 号、平成 20 年国土交通省告示第 391 号の事業地のうち、沖縄県国頭郡本部町大字山川字港原、字赤原、字与那崎原、字西原、字大石原、字石川原及び字北原並びに大字石川字宇山原、字石川原及び字礎摩原並びに大字備瀬字石川原及び字小浜原を沖縄県国頭郡本部町字山川並びに字石川並びに字備瀬に名称の訂正を行い、沖縄県国頭郡本部町字備瀬において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 沖縄県国頭郡本部町字石川

5 . 事業施行期間

昭和 51 年 3 月 27 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

6 . 縦覧の場所

那覇市建設管理部花とみどり課

消防本部公告

那覇市消防本部公告第 2 号

平成 23 年 7 月 27 日

施 行 済

那覇うみそらトンネル防災訓練の実施について

消防車が防災訓練においてサイレンを吹鳴しますので、消防法第 26 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

那覇市消防本部

消防長 前 原 常 雄

訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
「那覇うみそらトンネル内」 (沈埋トンネル 空港から那覇向け 車線)	平成 23 年 8 月 18 日 午後 14 時 00 分	8 台

(消防本部警防課 救助係)

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第 10 号
平成 23 年 8 月 3 日
掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について

那霸市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

新 規 指 定

指定(登録)番号	第 4 4 0 号
指定工事店名	呉工業
営業所所在地	中城村字津覇 571 番地 2
代表者名	呉屋 秀次
有効期間	自 平成 23 年 7 月 21 日 至 平成 28 年 3 月 31 日

教育委員会規則

那霸市教育委員会規則第 10 号
平成 23 年 7 月 29 日
公 布 済

那霸市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市教育委員会
委員長 城 間 勝

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
泊小学校	字安里7番地～10番地、13番地～17番地、21番地～25番地、29番地～30番地、36番地～86番地、89番地～138番地、147番地～190番地、196番地～200番地、205番地、491番地～521番地 安里3丁目(全部) 字上之屋(全部) 上之屋1丁目(全部) 泊1丁目5番地～64番地9 泊2丁目4番地～105番地 泊3丁目(全部) おもろまち1丁目～2丁目(全部)
[略]	
壺屋小学校	安里1丁目～2丁目(全部) 壺屋1丁目9番～16番、22番～28番 牧志2丁目6番～10番 牧志3丁目1番～3番、5番～24番
[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
泊小学校	<p>字安里66番地～69番地、72番地～73番地、91番地1、95番地～112番地、122番地～138番地、147番地～164番地、170番地～172番地、174番地、491番地～521番地</p> <p>字上之屋(全部。ただし47番地は壺屋小学校)</p> <p>上之屋1丁目(全部)</p> <p>泊1丁目5番地～64番地9</p> <p>泊2丁目4番地～105番地</p> <p>泊3丁目(全部)</p> <p>おもろまち1丁目～2丁目(全部)</p>
[略]	
壺屋小学校	<p>字安里7番地～10番地、13番地～17番地、21番地～25番地、29番地～30番地、36番地～65番地、70番地～71番地、74番地～86番地、89番地～94番地(91番地1は泊小学校)、113番地～121番地、165番地～169番地、173番地、175番地～190番地、196番地～200番地、205番地</p> <p>安里1丁目～3丁目(全部)</p> <p>字上之屋47番地</p> <p>壺屋1丁目9番～16番、22番～28番</p> <p>牧志2丁目6番～10番</p> <p>牧志3丁目1番～3番、5番～24番</p>
[略]	

備考 [略]

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 5 号
平成 23 年 8 月 15 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により平成 23 年 9 月 3 日から同年 9 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 5 号
平成 23 年 8 月 15 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 1 項の規定により平成 23 年 9 月 3 日から同年 9 月 7 日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局